

令和7年度

北海道放課後児童支援員認定資格研修 開催案内

下記のとおり、令和7年度北海道放課後児童支援員認定資格研修の受講者を募集します。

1 研修の目的

放課後児童支援員認定資格研修は、放課後児童健全育成事業に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、省令基準及び放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日雇児発 0331第34号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく、放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施する研修です。

2 実施主体

北海道・札幌市

※株式会社東京リーガルマインドに本研修の運営業務を委託して実施します。

3 受講対象者・受講資格

（1）「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条第3項の各号のいずれかに該当し、北海道内の放課後児童健全育成事業に従事している方

（2）「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条第3項の各号のいずれかに該当し、北海道内の放課後児童健全育成事業に従事することを希望されている北海道在住の方

※別添の「受講資格確認書類」【別紙1】を参照してください。

4 実施方法・日程

研修は全5回開催します。eラーニング受講(オンデマンド方式)5回で実施します。

実施回	研修時間	視聴期間	定員
第1回 eラーニング	16科目(1科目90分)	令和7年8月1日(金)～令和7年9月30日(火)	250名
第2回 eラーニング	16科目(1科目90分)	令和7年9月1日(月)～令和7年10月31日(金)	250名
第3回 eラーニング	16科目(1科目90分)	令和7年10月1日(水)～令和7年11月28日(金)	250名
第4回 eラーニング	16科目(1科目90分)	令和7年11月4日(火)～令和7年12月26日(金)	250名
第5回 eラーニング	16科目(1科目90分)	令和7年12月1日(月)～令和8年1月30日(金)	250名

5 受講方法

受講方法についての注意点は以下のとおりです。どちらの方法も受講前にマニュアルをお送りします。

【eラーニング】

- ・受講時の本人様確認方法として、顔認証システムを使用しますので、インターネット接続の可能なカメラ付きのパソコン、タブレット、スマートフォンもしくは、WEBカメラを接続したパソコン等をご用意ください。
- ・受講者個々人にID・パスワードを付与して受講の進捗管理を行いますので、ひとつのログイン画面に対して複数名の受講は認められません。
- ・各回の内容は同じですので、ご都合のよい回をお選びください。
- ・視聴期間中は、24時間いつでも受講できます。回をまたいでの受講はできません。

※申込は全ての日程の参加ができるものをお選びください。eラーニング受講(オンデマンド方式)の第1回～第4回のいずれかで受講し、修了できなかった場合は、希望があれば第5回への振替が可能です。それ以外の回への振替は原則認められません。

■お試しeラーニング

ご自身のパソコンやスマートフォンで動画視聴が可能か、ご確認いただけます。

- ① 次のサイトにアクセスしてください。

<https://koshu.lec-jp.com/rpv>



- ② ログイン画面になったら、下記のユーザIDとパスワードを入力してください。

ユーザID： demo

パスワード： demo

- ③ 表示される講座の視聴が可能か、ご確認ください。

※「レポート」単元も表示されますので併せてご確認ください。

<ご注意>

- ・前記の講座は視聴の可否を確認するためのものです。実際の研修とは関係しません。
- ・設定上、動画の早送りやスキップ（飛ばしながら視聴すること）ができないようになっています（実際の講座も初回の視聴は同様です）。

6 研修

研修の参加費用は無料ですが、教材費がかかります。

※インターネットを使用する際に通信費が発生する場合の費用は自己負担です。

(1) 研修教材及び費用

① 研修教材

以下の教材を各申込者へ、受講決定通知書と一緒に送ります。

- ・放課後児童支援員認定資格研修資料（全16科目）
- ・放課後児童クラブ運営指針解説書
- ・ポケット版放課後児童クラブ運営指針

② 教材費

教材費は一式、送料込みで 1,000 円（税込） です。別途、振込手数料がかかります。

※前年度受講者も含め受講者全員に購入していただきます。

③ 支払方法

教材発送とともに教材費支払い確認票（兼支払方法のご案内）をお送りします。

1. 個人支払い

申込者個人に支払い(銀行振込)をしていただきます。受講決定通知書の送付時に「テキスト代支払確認票(兼支払方法のご案内)」を同封しますので、内容をご確認の上、期日までにお支払いください。

2. 市町村請求書払い

市町村に支払い(銀行振込)をしていただきます。株式会社東京リーガルマインドから市町村宛に請求書をお送りしますので、申込者個人への「テキスト代支払確認票(兼支払方法のご案内)」の送付はいたしません。

(2) 研修内容

研修時間：1科目 90分×16科目 ※1

科目①	放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
科目②	放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
科目③	子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
科目④	子どもの発達理解
科目⑤	児童期（6歳～12歳）の生活と発達
科目⑥	障害のある子どもの理解
科目⑦	特に配慮を必要とする子どもの理解
科目⑧	放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
科目⑨	子どもの遊びの理解と支援
科目⑩	障害のある子どもの育成支援
科目⑪	保護者との連携・協力と相談支援
科目⑫	学校・地域との連携
科目⑬	子どもの生活面における対応
科目⑭	安全対策・緊急時対応
科目⑮	放課後児童支援員の仕事内容
科目⑯	放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

※1 eラーニング受講(オンデマンド方式)の場合は、レポート作成やテスト回答の時間は含みません。余裕を持って受講してください。

(3) 科目の一部免除

保有資格	免除される科目
保育士（保母）	④・⑤・⑥・⑦
教諭（養護・栄養教諭も可）	④・⑤
社会福祉士	⑥・⑦

※資格保有者は該当科目が免除になりますが、**受講は可能**です。

（新しい知識を習得するという観点から、積極的な受講を推奨します）

7 受講者とりまとめ

(1) 市町村が受講希望者から以下の書類を受領し、受講対象に該当するかを確認してください。

① 令和7年度北海道放課後児童支援員認定資格研修受講申込書（本人作成）【様式3】

② 受講資格証明書類（各種証明書の写し）※【別紙1】参照

③ 本人確認書類

①の申込書に記入された氏名・生年月日・住所の全てが確認できるもの

※運転免許証・健康保険証(住所記載のあるもの)・住民票(6か月以内に発行したもの)等の写し・マイナンバーカード・パスポートのいずれか一点。

※受講申込書と各資格の確認書類の姓が異なる場合は、戸籍抄本等(写し)を添付してください。

提出書類はA4サイズに統一してください。本人確認書類の写し等、余白が多くなる場合でも切り取らずに提出してください。

ただし、卒業証書等、元々のサイズが大きい書類の写しについては、縮小せずそのままのサイズでの提出でも差し支えありません。

(2) 市町村から (3) 提出先 株式会社東京リーガルマインド 福祉支援本部 福祉支援部 福祉研修課 北海道放課後児童支援員認定資格研修事務局へ、以下の書類を提出してください。

提出書類は、各市町村においても写しを保管する等の管理をしてください。

① 鑑文【様式1】(市町村作成)

※市町村印を押印してください。

② 申込者一覧表【様式2-1, (2-2)】(市町村作成)

③ 受講申込書類

・受講申込書【様式3】

・本人確認書類

・受講資格確認書類

8 申込期間・提出方法・提出先

(1) 申込期間（期限厳守・必着）〆切後の受付はできません。

実施回ごとに、下記の通り申込期間を設けます。

申込対象回	申込期間
第1回 e-ラーニング	令和7年6月2日（月）～ 令和7年6月23日（月）
第2回 e-ラーニング	令和7年7月1日（火）～ 令和7年7月22日（火）
第3回 e-ラーニング	令和7年8月1日（金）～ 令和7年8月22日（金）
第4回 e-ラーニング	令和7年9月1日（月）～ 令和7年9月22日（月）
第5回 e-ラーニング	令和7年10月1日（水）～ 令和7年10月22日（水）

(2) 提出方法

書面で提出してください。ただし、申込者一覧表（様式2）は、電子メールでも提出してください。

※書面は個人情報紛失防止のため、簡易書留郵便またはレターパックライトで郵送してください。

(3) 提出先

株式会社東京リーガルマインド 福祉支援本部 福祉支援部 福祉研修課
北海道放課後児童支援員認定資格研修事務局
〒164-0001 東京都中野区中野 4-11-10 アーバンネット中野ビル
TEL : 03-5913-6225
E-mail : hokkaido-hshienin@lec-jp.com

9 受講決定通知

株式会社東京リーガルマインドから各申込者に「受講決定通知書」及び教材等を、受講期間開始の1週間前までに到着するよう発送する予定です。受講開始の3日前までに到着しない場合はお問い合わせください。

10 修了の認定と修了証の交付

(1) 修了の認定

認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、北海道知事が認定を行い、全国共通の「放課後児童支援員認定資格研修修了証」(賞状形式と携帯用形式の2種)が交付されます。

受講中に他の都府県に転居した場合や、病気等のやむを得ない理由により一部を受講できなかった場合は「放課後児童支援員認定資格研修 一部科目修了証」が発行されます。一部科目修了証の有効期限は、研修を受講した年度の翌年度の3月31日です。

(2) 修了証の交付

研修の各回の日程終了後、北海道から各修了者に郵送します。受講された回の視聴期間終了日から、およそ2～3か月後に送付する予定です。

11 個人情報の取り扱い

提出があった個人情報は、放課後児童支援員認定資格研修に関すること、こども家庭庁への認定資格者情報の報告及び都道府県間相互の利用・提供のため以外には使用しません。

12 問い合わせ先(書類送付先)

〒164-0001 東京都中野区中野4-11-10 アーバンネット中野ビル
株式会社 東京リーガルマインド 福祉支援部 福祉研修課内
北海道放課後児童支援員認定研修事務局 担当：徳永・安慶名(あけな)
TEL : 03-5913-6225 (平日：月曜日～金曜日・祝日を除く 9:00～18:00)
E-mail **hokkaido-hshienin@lec-jp.com**

※お問合せの際は、研修名「北海道 放課後児童支援員認定資格研修」をお伝えください。

【別紙1】
受講資格確認書類

※いずれの書類も、申込書と姓が異なる場合は戸籍抄本(写し)を提出してください。

受講資格	該当者	必要書類	免除科目
1号	保育士の資格を有する者	次のア～いずれか1点の写し ア 保育士登録機関登録事務処理センターが交付する保育士証 イ 保育士(保育)資格証明書 ウ 指定保育士養成施設校卒業証明書 エ 保育士養成課程修了証明書 オ 保育士試験合格通知書	④、⑤、⑥、⑦
2号	社会福祉士資格を有する者	次のア～いずれか1点の写し ア 公益財団法人社会福祉振興・試験センターが交付する社会福祉士登録証 イ 社会福祉士試験合格通知書	⑥、⑦
3号	学校教育法の規定による高等学校、若しくは中等教育学校を卒業した者、同法の規定により大学への入学を認められた者、若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者、又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(「高等学校卒業等」)であって、二年以上、 2,000時間以上 、児童福祉事業に従事した者	下記(1)(2)の両方 (1) 次のア～いずれか1点の写し ア 高等学校若しくは中等教育学校の卒業を証する書類 ・卒業証書、卒業証明書 等 イ 学校教育法第 90 条第2項の規定により大学への入学を認められたことを証する書類 ウ 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者、または、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であることを証する書類 (2) 実務経験証明書【様式4】 (2年以上児童福祉事業に従事したことを証明できるもの)	
4号	教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条に規定する免許状を有する者	次のア～いずれか1点の写し ア 教員免許状 イ 教育職員免許状授与証明書	④、⑤
5号	学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む)	次のア～いずれか1点の写し (左記学科を修めて卒業したことを証する書類) ア 卒業証書 イ 卒業証明書 ※履修科目を確認できる書類を提出していただく場合があります。	
6号	学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者	学校教育法第 102 条第2項の規定により大学院への入学が認められたことを証する書類(大学院入学許可書等)の写し ※履修科目を確認できる書類を提出していただく場合があります。	
7号	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修了した者	次のア～いずれか1点の写し (左記研究科を修めて卒業したことを証する書類) ア 学位証 イ 修了証書 ※履修科目を確認できる書類を提出していただく場合があります。	
8号	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	次のア～いずれか1点の写し (左記学科を修めて卒業したことを証する書類) ア 卒業証書 イ 卒業証明書 ※日本語以外の書類の場合は、日本語訳を提出してください。 ※履修科目を確認できる書類を提出していただく場合があります。	
9号	高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上、 2,000時間以上 、放課後児童健全育成事業に 類似する事業に従事した者(※1)であって、市町村長が 適当と認めた者(※2)	基準第 10 条第3項第9号に該当する者であることを市町村長が証明した書類 ※市町村に下記(1)(2)の書類を提出のうえ、証明書の発行を依頼してください。 (1) 次のア～いずれか1点の写し ア 高等学校若しくは中等教育学校の卒業を証する書類 ・卒業証書、卒業証明書 等 イ 学校教育法第 90 条第2項の規定により大学への入学を認められたことを証する書類 ウ 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者、または、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であることを証する書類 (2) 実務経験証明書【様式4】 (2年以上放課後児童健全育成事業に類似した事業に従事したことを証明できるもの)	
10号	五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者(※2)	基準第10条第3項第10号に該当する者であることを市町村長が証明した書類 ※市町村に下記(1)の書類を提出のうえ、証明書の発行を依頼してください。 (1) 実務経験証明書【様式4】 (5年以上放課後児童健全育成事業に従事したことを証明できるもの)	
☆	前年度一部科目修了者	前年度一部科目修了証(写し)	前年度受講済の科目

- ・ 証明書が外国語の場合は、翻訳を添付する等、証明書の内容が分かるようにしてください。
- ※1 放課後子ども教室に従事していた者の他、地方公共団体や民間団体が実施する、児童の遊び場を提供する事業(いわゆる「プレイパーク」や「民間学童」など、児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」の届出を行わずに実施している類似の事業等)において、児童と継続的な関わりを持っていた者等です。ここでは、児童と積極的な関わりを持つことが必要であり、単なる見守りなどの経験は含まれません。
なお、学習支援を目的とする塾等で、児童に対し継続的に勉強を教えていたとしても、他に遊びを通じて児童と断続的な関わりを持った経験がない限り、対象とはなりません。
- ※2 放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者(9号申請)及び5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者(10号申請)については、市町村長の認定が必要です。